

# 令和2年度 第10回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和2年12月21日(月) 午後6時30分  
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

## 1 開会

## 2 議題等の確認

## 3 報告

(1) 地域協議会会長会議について

## 4 議題

(1) 自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」及び「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」

(2) 自主的審議に関する提案について

(3) 令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について

(4) 令和2年度地域協議会の活動計画について

## 5 事務連絡

## 6 閉会

【次回会議 1月18日(月) 午後6時30分～：福祉交流プラザ】

【次々回会議 2月15日(月) 午後6時30分～：福祉交流プラザ】

## 地域協議会会長会議 次第

と き 令和2年11月25日(水)  
午後2時から

ところ 直江津学びの交流館  
イベントホール

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 講話「これからのまちづくりと地域自治」(上越市副市長 野澤 朗)

### 4 意見交換 … 意見交換 実施シート

- \* 3グループに分かれての意見交換
- \* 意見交換終了後、その内容を全体へ報告

### 5 連絡事項

(1) 令和3年度 地域活動支援事業について … 資料1

### 6 閉会

## これからのまちづくりと地域自治

### ■ 自治って何だろう

- 自治って何だろう
- 自治を構成するもの
- 市役所、市議会の原点 … 市の職員に徹底したいこと
- 住民自治と団体自治
- 二元代表制

## ■ 基礎自治体における自治

- 市民の自覚
- 議会の役割
- 行政の責務
- 公助と共助

## ■ 私たちの歩み

### ■ 私たちが合併でめざしたこと

- 今一度、私たちのまちの合併を振り返る
- 新しい自治体のあるべき姿

- 新しい自治の仕組み … 地域協議会と住民組織

■ これからのまちづくりで大切にしたいこと

- まちづくりの方向性
  
  
- それを実現していく仕組み

1 実施方法

メモ

- ① 3 グループに分かれていただきます。出席者名簿で所属するグループをご確認ください。
- ②グループごとに互選で「進行係」と「報告係」を選出します。  
「進行係」(会の進行を行います) … \_\_\_\_\_  
「報告係」(意見交換の内容を全体会で報告いただきます) … \_\_\_\_\_
- ③意見交換を行ってください。時間は 50 分程度です。
- ④全体会に戻り、「報告係」から各グループでの意見交換の概要を報告いただきます。(1 グループ 5 分程度)

2 意見交換

- 委員の改選により新たな地域協議会となったことを踏まえ、各地域協議会において、現在及び今後の活動内容、会議を運営する上で課題となっていること、地域の課題を把握するために取り組んだ(取り組む)ことなどについて、意見交換、情報交換をお願いします。

メモ

テーマ \_\_\_\_\_

## 令和 3 年度地域活動支援事業について（案）

※令和 3 年度の地域活動支援事業の概要は、令和 2 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和 3 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

<p>1 趣旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 運用方針</p> <p>(3) 審査</p> <p>2 各区への配分額</p> <p>(1) 総事業費</p> <p>(2) 配分額</p> <p>(3) 残額の取扱い</p> <p>3 今後の主なスケジュール</p>	<p>4 事業の概要</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>(4) 補助率・限度額の設定</p> <p>5 事業の実施手順等</p> <p>(1) 採択方針の取扱い</p> <p>(2) 事業提案書の受付</p> <p>(3) 提案事業の審査</p> <p>(4) 事業の紹介・公表</p>
--	---

## 1 趣旨

## (1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

## (2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

## (3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

## 2 各区への配分額

## (1) 総事業費

1 億 8,000 万円

## (2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円 (均等割 7 : 人口割 3)

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

## (3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

## 3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月中旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
2 月下旬～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより周知・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

## 4 事業の概要

### (1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
  - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
  - ・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

### (2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。  
ただし、次のものは対象外とする。
  - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
  - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
  - ・ 公序良俗に反する事業
  - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
  - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
  - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

### (3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。  
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
  - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費 (提出資料のコピー代や郵送代、等)

- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

#### （４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

### 5 事業の実施手順等

#### （１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
  - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
  - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

#### （２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに提出する（新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、郵送（消印有効）での手続きも可能）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付の際に確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

#### （３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
ウ) 共通審査  ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの  ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

#### <共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
  - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
  - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
  - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

#### (4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、広く市民に公表する（各区での成果報告会等の開催、事例集や市ホームページでの周知等）。

- 1 実施日時 令和2年11月26日(木) 13:30～15:00
- 2 参加委員 7人(本城会長、高野副会長、杉本委員、富田委員、廣川委員、松倉委員、村田委員)

3 視察内容

(1) 稲田橋付近河川敷(位置図①)

- ・杉本委員の案内により、令和元年10月の台風19号による大雨で関川の水位が上昇したことに伴い、土砂が河川敷に堆積されている状況を確認した。
- ・堆積された土砂は、草などが茂っている状態となっている。



(2) 水戸の川排水機場(位置図②)

- ・市河川海岸砂防課職員の立ち会いの下、国土交通省高田河川国道事務所高田出張所長、施設管理業務受託者である北城町一丁目町内会の町内会長より説明を受けた。
- ・水戸の川(高田城址公園の外堀から関川へ流れる準用河川)流域の宅地を浸水被害から守るため、平成14年から稼働。北城排水樋管と連携している。
- ・令和元年10月の台風19号の時など、近年の稼働実績が多い。
- ・現在、国は、排水ポンプを2機設置している。3機目を設置するためには、水戸の川の改修が必要と考えている。
- ・現状の排水ポンプ2機で、水戸の川流域に10年に1回程度、降ると想定される大雨(H7.7.11水害やS57.9水害の降雨)に備えており、床上浸水の防止を図っている。
- ・排水機場の操作室に案内してもらい、計器類や操作盤などを見学した。
- ・また、市河川海岸砂防課職員より「今年8月17日の地域協議会での話を受け、稲田橋上流の中洲の土砂撤去を国にお願いし、急遽実施してもらえなくなった。河川敷の土砂についても今後撤去する見通しである」との説明を受けた。



### (3) 本城町排水区雨水整備工事現場 (位置図③)

- ・ 工事現場を見ながら市下水道建設課職員より説明を受けた。
- ・ 平成31年3月策定の上越市雨水管理総合計画に基づき、本城町排水区の浸水被害解消・軽減に向けて、高田城址公園北堀から水戸の川排水機場まで新たに雨水幹線を整備し、排水能力の向上を図ることとしている。
- ・ 工事は下流側から整備する。今年度は最下流部にボックスと大型マンホールを設置する。
- ・ 新たな雨水幹線の総事業費は約16億円。市街地での工事のため、6～7年かかる見通し。
- ・ また、内水ハザードマップの作成に向け、浸水箇所の記載方法やエリアの捉え方等について検討中との説明を受けた。

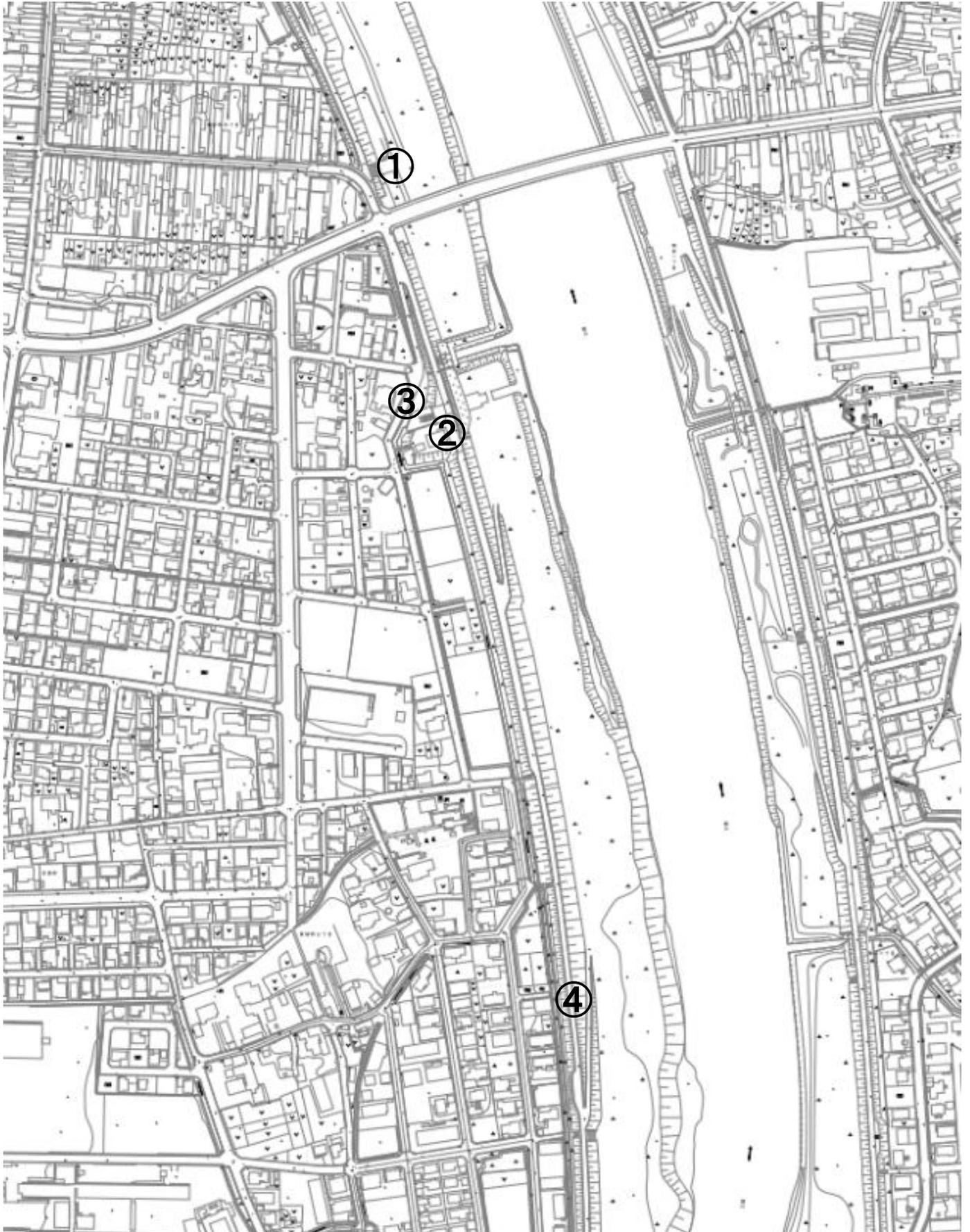


### (4) 関川河道掘削工事現場 (位置図④)

- ・ 杉本委員の案内により、稲田橋上流の左岸側における関川河道掘削工事現場を確認した。また、最寄りの水戸の川も確認。
- ・ 河道掘削工事は、洪水時の水位を低下させるため、河道を掘って土砂を搬出し、水の流れる面積を広くする工事であり、工事現場では重機による土砂の運搬作業が行われていた。



令和2年度高田区地域協議会 委員視察研修 位置図



写

2020年12月1日

上越市  
高田区地域協議会  
会長 本城文夫 様

提案者: 澁市 徹

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき審議するよう提案します。

## — 記 —

## 1. 審議する事項

本件は、高田区地域協議会(以下、「協議会」という。)に対して、上越市が、条例第7条第2項の規定に基づき、

- ① 協議会の意見を求める(いわゆる「諮問」)場合の準備方法を点検・見直して改善すること、及び、
  - ② 協議会に意見を求める場合には、諮問案件についての事前の調査・分析・検討等を十分に行い、さらに、諮問案件が関係住民と地域に与える影響を事前に評価し、それらの結果を協議会に説明すること、
- を求める意見書を提出することについて、審議を求めるものです。

## 2. 内容

## [提案理由]

- ③ 11月25日に開催された上越市地域協議会会長会議の講話において、野澤朗副市長は、「市職員に対して『職員の仕事は市民の依頼を受けて行っていることを常に意識して欲しい。』と強調している。」と話されていました。しかし、今のところ現場の市職員からは、そのような意識は感じられません。
- ④ その一つの例が、9月に協議会に諮問された「旧今井染物屋の管理の在り方」の審議において、市職員が、協議会委員の理解を得ることが出来なかったことです。その原因は、事前の調査・分析・検討等が不十分のために、満足な説明が出来なかったと考えます。このような問題の再現を防ぐためには、市の諮問の準備方法の点検・見直しと改善が必要であると考えます。

## [問題の背景]

- ⑤ 市は諮問案件に関する専門的知識を有し、調査・分析・検討等を行うために必要な時間と資金・資源を有していると考えます。また、諮問案件が関係住民と地



域に与える影響を事前に評価するために必要な知識・資源等も有していると考えます。

- ⑥ しかしながら、今回の諮問に当たっては、事前の綿密な調査・分析・検討等が行われていなかったと考えます。その結果、協議会委員の質問に的確な説明が出来ませんでした。
- ⑦ さらに、諮問が協議会に対して「住民生活に及ぼす影響という観点から」の意見を求めているにもかかわらず、市が行った事前の影響評価の結果を説明することはありませんでした。
- ⑧ 地域協議会は、ボランティアの集まりです。委員の専門的知識も、諮問案件に専念する時間も限られます。このため、市が協議会に諮問する場合には、事前の調査・分析・検討等を十分に行い、さらに、環境影響評価と同様に、諮問案件が関係住民と地域に与える影響を事前に評価し、これらを協議会に詳細に説明すべきであると考えます。

[上越市に対する意見書の提出]

- ⑨ 上に述べたことから、上越市に対して、次のとおりの意見書を提出すべきと考えます：

「上越市は、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、高田区地域協議会：

(ア) の意見を求める場合の準備方法を点検・見直し、改善することを求めること、及び、

(イ) に意見を求める諮問を行う場合には、諮問案件に関して事前の調査・分析・検討等を十分に行い、さらに、諮問案件が関係住民と地域に与える影響を事前評価し、協議会に対してこれらの結果を詳細に説明すること、

を求めます。」

(以上)

写

2020年12月4日

上越市  
高田区地域協議会  
会長 本城又夫 様

提案者: 湍市 徹

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき審議するよう提案します。

— 記 —

## 1. 審議する事項

本件は、高田区地域協議会に対して、上越市が、地域活動支援事業(以下、「支援事業」という。)の審査・選定等を地域協議会(以下、「協議会」という。)の業務としていることの見直しを求める意見書を提出することについて審議を求めるものです。

## 2. 内容

### 【地域協議会の任務】

- ① 条例第7条第1項は、協議会の任務を、「諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、意見を述べること。」と規定している。しかし、現に協議会が行っている、支援事業の審査等を、協議会の業務とする市の条例はない。

### 【上越市の説明・見解】

- ② これに対して上越市自治・振興課は、支援事業は、村山市長が、平成22年2月の地域協議会会長会議において、事業の趣旨を説明したのが最初で、続いて自治・振興課が制度の説明を行った。その際の地域協議会会長の意見を踏まえ、市は「事務所から協議会に審査の依頼を行い、協議会が審査結果を事務所に報告し、事務所で提案者への採否を通知する。」という手順を決め、これを同年4月の地域協議会会長会議に説明して了解を得た。
- ③ 市は、これらの手続きを、「例規」とし、内規である『上越市地域活動支援事業実施要綱』(平成22年4月1日実施)に反映している。(筆者注: ここでいう「例規」とは、広辞苑からは「慣例に基づいてできた規則」と解釈できる。)
- ④ そして、毎年度予算化され、3月議会で予算が成立した後に、総合事務所長又はセンター長から協議会あてに審議依頼などの文書を発出している。

### 【平成22(2010)年以降の事実】

- ⑤ 協議会委員は平成22(2010)年以降に、平成24(2012)年5月、平成28(2016)年5月及び令和2(2020)年5月と3回改選された。しかし、新たな協議会委員に対して、上記の



いわゆる「例規」となった経緯などはまったく説明されなかったと考えられる。

- ⑥ しかし、市が編纂した『上越市地域協議会委員手引き』（令和 2 年 5 月配布）には、「地域協議会は、事業採択の考え方や審査方針を決定し、提案された事業の審査を行います。」と、支援事業の審査等を協議会の業務としている。
- ⑦ 支援事業の審査等は議会で承認された予算の執行に関連する事項であるにもかかわらず、条例第 7 条第 2 項に基づく諮問を依頼する場合と同じような、市長名の協議会会長あての審査等を依頼する文書は、今まで、一切、発出されていない。
- ⑧ 実際の審査に関連しては、協議会委員が関係する団体又は委員自ら支援事業を提案する場合があるが、高田区では、「令和 2 年度 高田区地域活動支援事業の審査・採択の基本的ルール」の 1. (1)②において、「委員は、全ての提案事業について審査を行う。」とし、個別事業に関係した委員が、良心的理由にしたがって審査を辞退することが出来ないようにしている。

#### 【四つの問題点】

- ⑨ 市は、平成 22 年 4 月に協議会会長会議において、支援事業の審査等を協議会の業務とすることの了解を得た。しかし、その後、3 回も協議会委員が改選されたにも関わらず、改選委員に対して、「支援事業の審査等は協議会の本来業務ではない。」との説明をしていないと考えられる。そのような状況で、市は、協議会に支援事業の審査等の業務を委ね続け、協議会は実情を知らないままでこの業務を 10 年に渡って続けて来た。したがって、これをもって、いかにも慣行が確立したかのように「例規」とすることはできないと考える。
- ⑩ 支援事業は、議会が承認した予算の執行に係る重要な施策である。しかしながら、平成 22 年 2 月に市長が支援事業の趣旨を地域協議会会長会議に説明しただけで、その後は、毎年度の予算執行に係る事業審査等の重要な業務を協議会に依頼するために必要と考えられる文書を一度も発出していない。明らかな行政上の瑕疵と考える。
- ⑪ 市の『上越市地域協議会委員手引き』は、支援事業の審査等を協議会の任務と規定し、協議会委員に上記の「例規」となった経緯も説明せずに、支援事業の審査等を協議会の業務と理解するように誘導している。これは、市が意図的に、市民が協議会委員の業務を誤って理解するようにしたものと考えざるを得ない。
- ⑫ 高田区地域協議会においては、支援事業の審査・採択の基本的ルールが、委員が良心に基づいて支援事業の審査を辞退することが出来ないようにしており、これは憲法 19 条「思想及び良心の自由」の規定に違反する。したがって、このルール自体とこれに基づいて行った審査そのものも無効であると考ええる。

#### 【上越市に対する意見書の提出】

- ⑬ 上に述べたことから、上越市に対して、次のとおりの意見書を提出すべきと考えます：  
「地域活動支援事業の審査等を地域協議会に委ねることは、多くの問題を抱えているため、この仕組みを根本的に見直すことを求めます。」

(以上)

## 令和2年度高田区地域協議会 活動報告会（案）

- 1 開催日時 令和3年3月8日（月）18：30～
- 2 会 場 福祉交流プラザ 2階 第1会議室
- 3 内 容 （1）令和2年度地域協議会の活動報告  
（2）令和3年度地域活動支援事業の概要説明
- 4 周 知 高田区地域協議会だより1月25日号で案内